

# 4

## 条例に盛り込む事柄案の概要（骨格図）

前文
第1章 総則
1. 目的 2. 定義 3. 責務
第2章 子どもの権利の普及
1. 広報及び普及 2. 子どもの権利の日 3. 学習等への支援
第3章 子どもにとって大切な権利
1. 安心して生きる権利 2. 自分らしく生きる権利 3. 豊かに育つ権利 4. 参加する権利
第4章 生活の場における権利の保障
第1節 家庭における権利の保障
1. 保護者の役割 2. 虐待及び体罰の禁止等
第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障
1. 施設関係者の役割 2. 開かれた施設づくり 3. いじめの防止 4. 虐待及び体罰の禁止等 5. 関係機関等との連携と研修 6. 事情等を聴く機会の設定
第3節 地域における権利の保障
1. 地域における市民及び事業者の役割 2. 地域における子どもの居場所 3. 地域における自然環境の保全 4. 安全で安心な地域
第4節 参加・意見表明の機会の保障
1. 子どもの参加等の促進 2. 市の施設に関する子どもの意見 3. 審議会等への子どもの参加 4. 子どもの視点に立った情報発信等
第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障
1. お互いの違いを認め尊重する社会の形成
第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援
1. 保護者への支援 2. 育ち学ぶ施設の職員への支援 3. 市民の地域での活動の支援
第5章 子どもの権利の侵害からの救済
1. 相談及び救済
第6章 施策の推進
1. 施策の推進 2. 推進計画
第7章 子どもの権利の保障の検証
1. 権利委員会の設置等 2. 答申等及び市の措置